

参加無料！

定員30名

事前予約制

千葉県マスコットキャラクター
「チーパンくん」

移住支援金対象法人向け 人材確保セミナー

**「効果的な求人広告(魅力発信)」 & 「WEB面接の導入」で採用力アップ！**

移住支援金対象法人（※詳細は裏面）の登録を受けられている法人や、登録を予定されている法人の経営者および採用担当者を対象に、「人材確保セミナー」を開催いたします。

募集職種を問わず、幅広い人材確保ニーズに対応いたしますので、是非ご参加ください。

プログラム

「採用担当者必見！採用を成功に導く募集と面接のコツ」

応募者の減少や辞退等、採用活動に悩まれるケースはありませんか？本セミナーでは、様々な採用手法の紹介や、求職者を惹きつけるためのポイント、求人票の書き方のコツ等、採用活動を成功に導くためのノウハウをお伝えします。

また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、WEB面接による採用活動が広がりを見せています。このセミナーでは、**WEB面接**を体感していただくことで、そのコツやポイントについて理解を深めます。

講師：細井 智彦 氏（細井智彦事務所代表）

大手人材会社にて、面接コンサルタントとして活躍。転職希望者向けセミナー参加者は延べ12万人を超え、約6000人を内定に導く。また、企業向け研修・セミナーも360社以上に実施。企業面接官4000人以上にアドバイス経験を持つ。独立した現在は、官庁や大手・中小・ベンチャー企業に対するコンサルティング、求職者向けセミナー等を多数行っている。



セミナー終了後「相談コーナー」を設置しますのでぜひご利用ください。

「移住支援金対象法人」に関すること・・・担当：千葉県雇用労働課

「千葉県地域しごとNAVI」やHWの求人情報に関すること・・・担当：NAVI運営事務局

日時・会場

◆日 時

11月11日（木）13：00～16：00
（12：30受付開始）

◆会 場

千葉県南総文化ホール 大会議室
（〒294-0045 千葉県館山市北条740番地1）

◆対 象

移住支援金対象法人として登録済、
または登録を予定している法人の
経営者や採用担当者等

◆定 員

30名 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

◆MAP



★お問合せ・申込先★ 千葉県地域しごとNAVI運営事務局

※申込書は裏面になります。

千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル3階 千葉県ジョブサポートセンター内

利用時間：平日9:00～17:00 休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

TEL：043-245-0171 E-mail：chiba-oshigoto@pasona.co.jp





FAX送信先：043-245-9421

11/11（木）移住支援金対象法人向け 人材確保セミナー参加申込書

①貴社名			
②所在地	〒		
参加者	③部署・役職名	⑤TEL	
	④氏名（1社2名様まで参加可能です。）	FAX	
		⑥E-mail	
⑦移住支援金対象法人の登録の有無	いずれかに○を記入ください。 登録済 ・ これから登録を受ける予定※ （※移住支援金対象法人の登録要件(ア)～(キ)のすべての項目を満たす法人に限ります。）		

➤ メールでのお申し込みをご希望の方は、
 件名に「11/11人材確保セミナー申込」、本文に上記①～⑦をご記載の上、
chiba-oshigoto@pasona.co.jp宛にメール送信してください。

(注) 参加申込書の記載情報につきましては、本セミナーの参加者へのご対応のためにご利用させていただきます。
 なお、当センターが開催するセミナー等のご案内や、アンケートの実施に利用させて頂くことがありますので予めご了承下さい。

※新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、実施します。
 今後の状況によっては中止、もしくは内容の変更等をする可能性がございます。ご了承ください。

移住支援金対象法人とは・・・

東京23区から県内の移住支援事業を実施する条件不利地域に移住・就業した方に支給する「移住支援金」の対象就業先として、千葉県から登録※を受けた法人（医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合を含む）。

- ※以下の定める要件のすべてを満たす法人をいう。
- (ア) 官公庁等※1でないこと。
 - (イ) 資本金10億円以上の法人でないこと。
 - (ウ) みなし大企業※2でないこと。
 - (エ) 本社所在地が東京圏※3以外の地域又は条件不利地域※4にある法人であること。
 - (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
 - (ク) 地方創生に資する企業※5として市町から推薦のあった企業であること。

登録の申請方法等詳細は、千葉県HP
 （雇用労働課）をご覧ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/index.html>

千葉 雇用労働課 検索

- ※1 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出展している主体を含む。
 ※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
 ※上記項目の資本金10億円以上の法人が要件(イ)で、本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

- ※3 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県
 ※4 県内では、12市町（館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）が該当。
 （注）令和3年度、旭市、東庄町、長南町は移住支援事業の実施予定はありません。
 ※5 下記項目a～fのいずれか2つ以上の項目に該当すると法人から申告のあった場合、「地方創生に資する企業」としての要件を満たすものとする。
 ただし、1年以上、県内条件不利地域内の市町(地元)で事業所を設け、事業を行っている場合には、a～fの複数の項目に該当するとみなし、「地方創生に資する企業」としての要件を満たすものとする。
- <項目名>
- a. 地元で販売又は仕入取引を実施している。
 - b. 地元住民を雇用(週20時間以上)している。
 - c. インターンシップや職場体験を受け入れ、地域の担い手育成に貢献している。
 - d. 地元の地域資源を活用した商品の開発や販売を行っている。
 - e. 地元への貢献活動（地域おこし活動、消防団活動等）を行っている。
 - f. その他（※地方創生に資する取組について具体的に記載）

ご登録いただいた法人の求人広告を、
 「千葉県地域しごとNAVI」に無料で掲載します！

<https://www.chiba-chiikishigoto.jp/>

千葉 地域しごと 検索

